

新居浜市土地開発公社  
新居浜港務局  
(株)マイントピア別子  
(有)悠楽  
(有)別子木材センター  
(福)新居浜市社会福祉協議会  
(社)新居浜市シルバー人材センター  
(財)新居浜労働会館  
(財)東予産業創造センター  
(財)新居浜市文化体育振興事業団





# 新居浜市土地開発公社

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づき、公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的として設立した。

事務所 一宮町一丁目5番1号  
新居浜市庁舎内 ☎65-1266

設立年月日 昭和48年3月8日

役員 理事 11人 監事 2人

機構

事務局 — 参事 (1)  
— 総務課 3 (2)  
— 用地課 10 (3)  
局長 1 — 事業課 (8)

臨時・非常勤職員含む。( )兼任

(22.4.1現在)

資産・負債及び資本 (22.3.31現在)

固定資産	出資金（新居浜市）	10,000,000円
流動資産	公有用地	2,440,394,710円
	代行用地	1,853,415,227円
	現金及び預金	199,719,309円
資産合計		4,503,529,246円
負債	借入金	4,343,404,635円
	未払金	102,405,302円
資本	資本金	10,000,000円
	準備金	47,719,309円
負債・資本合計		4,503,529,246円

# 新居浜港務局

新居浜港は、江戸時代の別子銅山の開坑以来産銅の積み出し、諸物資搬入の拠点として発展した。

明治以降欧米の新技术の導入により、産銅量が飛躍的に増大するとともに機械・肥料工業等の関連産業が成長し、阪神地方との船舶の往来が頻繁になった。港湾施設も漸次整備されたが、入港船舶の増加及び大型化に対処するため昭和8年から住友別子鉱山株式会社により、大規模な築港がなされた。これにより広大な工業用地、防波堤、航路、泊地等が建設され、現在の臨海部コンビナートの基礎が形づくられた。

昭和17年からの第2次築港計画は、戦争の激化のため中断されたが、戦後は、石油化学コンビナートが形成され工業港として成長していった。

昭和26年には重要港湾に指定され、昭和28年には新居浜市を設立母体として港湾管理者・新居浜港務局が設立された。昭和39年に東予地区が新産業都市に指定されたため、多喜浜地区の塩田跡地と公有水面埋立てにより、約200haの工業用地造成が計画された。

これに伴い、昭和41年に新居浜港港湾計画を策定、

その後、昭和47年に垣生工業団地造成を計画するとともに、昭和56年に港湾計画を改訂し、東港地区のフェリー岸壁とそれに伴う関連施設が昭和63年3月末に完成、同年4月から阪神間に定期航路が開設された。さらに、平成11年3月には、垣生第3、4岸壁が完成し、新居浜港に対する要請に応じてきた。また、海洋レクリエーション需要の増大に対応するため新居浜マリナーを建設、平成8年4月からハーバー施設などの供用を開始し、平成17年3月末でマリナーの全ての整備を完了した。

現在は、平成11年に改訂された港湾計画に基づき整備を行っており、平成19年には地域の環境保全のための廃棄物処分場の整備を完了した。また、平成23年の暫定供用を目指し、大規模地震時の防災機能を構築するための耐震強化岸壁の整備を行っている。

事務所 繁本町3番5号

☎65-1350

設立年月日 昭和28年12月1日

## 1 港湾管理体制

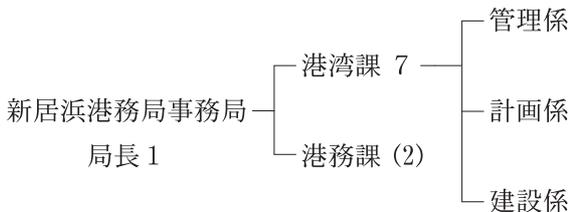
新居浜港は、主として民間企業の手によって開発されたため、昭和28年まで港湾管理者は設立されていなかったが、市と住友金属鉱山株式会社との交渉の結果、昭和28年に港湾管理者として新居浜港務局が設立され現在に至っている。

港務局委員会は委員7人で構成されているとともに、港務局には監事3人をおくこととされている。

委員のうち、2人は新居浜市から、1人は学識経験者から、2人は従前の維持管理者の推薦する者の中から、残りの2人は最大の荷主が推薦する者の中から、また監事1人は市から、1人は愛媛県から、他の1人は従前の維持管理者の推薦する者のうちからそれぞれ市長が市議会の同意を得て任命する。

なお、委員会の委員長は、委員の互選で定める。

## 2 機 構



## 3 港湾区域

(昭和44年10月1日 新居浜港務局告示第7号)

御代島三角点(北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒)から0度に引いた線、大島虎崎から270度3,000mの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山崎から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川河川水面。

ただし、漁港法(昭和25年法律第137号)の規定により指定された大島漁港、垣生漁港及び沢津漁港の区域を除く。

## 4 港湾計画の概要

港湾の開発、利用及び保全に関する中長期的なマスタープランである新居浜港の港湾計画は、昭和41年に策定し、その後、昭和56年には東港地区における内貿用ふ頭やマリーナ施設の整備を主な内容として改訂を行った。

しかしながら、近年の経済のグローバル化の進展は、外貿物流需要の増大や船舶の大型化・コンテナ化をはじめとした輸送革新をもたらしたことから、新居浜港においても、これらに対応した物流機能の

より一層の強化・充実を図ることとあわせて、地域の環境保全のための廃棄物受入空間の確保や大規模地震時の防災機能構築等を基本方針として、平成11年8月に改訂した。

### 【新たな施設計画の概要】

#### ・本港地区

岸	壁	水深12m 1バース(延長240m)
泊	地	水深12m 面積10.3ha
防	波	堤 延長300m
ふ	頭	用地 6.0ha
	港湾	関連用地 3.4ha
	交通	機能用地 1.2ha
	廃棄物	処理用地 5.3ha

#### ・東港地区

岸	壁(耐震)	水深7.5m 1バース(延長130m)
岸	壁	水深5.5m 1バース(延長100m)
泊	地	水深7.5m~5.5m 面積10.4ha
ふ	頭	用地 2.7ha

## 5 新居浜マリーナ(愛称:マリンパーク新居浜)

近年の海洋レクリエーション需要に対応するとともに、港湾区域内に点在するプレジャーボートを収容する施設として、新居浜マリーナが平成8年4月から供用開始した。

現在、港湾のアメニティー向上を図り、市民と港湾のふれあいの場として広く地域の人々に親しまれるよう、マリーナ背後においてキャンプ場、ふれあい広場等の緑地を提供している。

### 【マリーナの施設概要】

物	揚	場	水深2~3m 延長250m
浮	棧	橋	3基
船	揚	場	延長55m
防	波	堤	延長550m
	クラブ	ハウス	1棟
	修	理	棟 1棟

【緑地の施設概要】

人工海浜	延長 300m	親水護岸	4,591㎡
キャンプ場	12,309㎡	駐車場	5,113㎡
ふれあい広場	3,944㎡	駐輪場	513㎡
イベント広場	4,216㎡	休息緑地	8,393㎡
多目的広場	24,918㎡		

・マリーナ使用料

1 保管料

(単位：円 消費税込み)

区分	ヨット又はモーターボート						ディンギーヨット					
	浮棧橋 A、B			陸置施設			陸置施設			艇庫施設		
フィート	年額	月額	日額	年額	月額	日額	年額	月額	日額	年額	月額	日額
14 以下							26,000	2,600	210	39,000	3,900	320
15 "	161,000	16,100	1,320	140,000	14,000	1,150	30,000	3,000	250	45,000	4,500	370
16 "	172,500	17,250	1,420	150,000	15,000	1,230	34,000	3,400	280	51,000	5,100	420
17 "	184,000	18,400	1,510	160,000	16,000	1,320	38,000	3,800	310	57,000	5,700	470
18 "	195,500	19,550	1,610	170,000	17,000	1,400	42,000	4,200	350	63,000	6,300	520
19 "	207,000	20,700	1,700	180,000	18,000	1,480	46,000	4,600	380	69,000	6,900	570
20 "	218,500	21,850	1,800	190,000	19,000	1,560	50,000	5,000	410	75,000	7,500	620
21 "	230,000	23,000	1,890	200,000	20,000	1,640						
22 "	241,500	24,150	1,980	210,000	21,000	1,730						
23 "	253,000	25,300	2,080	220,000	22,000	1,810						
24 "	264,500	26,450	2,170	230,000	23,000	1,890						
25 "	287,500	28,750	2,360	250,000	25,000	2,050						
26 "	299,000	29,900	2,460	260,000	26,000	2,140						
27 "	310,500	31,050	2,550	270,000	27,000	2,220						
28 "	333,500	33,350	2,740	290,000	29,000	2,380						
29 "	345,000	34,500	2,840	300,000	30,000	2,470						
30 "	356,500	35,650	2,930	310,000	31,000	2,550						
31 "	379,500	37,950	3,120	330,000	33,000	2,710						
32 "	391,000	39,100	3,210	340,000	34,000	2,790						
33 "	402,500	40,250	3,310	350,000	35,000	2,880						
34 "	425,500	42,550	3,510	370,000	37,000	3,040						
35 "	437,000	43,700	3,590	380,000	38,000	3,120						
36 "	448,500	44,850	3,690	390,000	39,000	3,210						
37 "	471,500	47,150	3,880	410,000	41,000	3,370						
38 "	483,000	48,300	3,970	420,000	42,000	3,450						
39 "	494,500	49,450	4,060	430,000	43,000	3,530						
40 "	510,000	51,000	4,250	450,000	45,000	3,700						
41 "	529,000	52,900	4,350	460,000	46,000	3,780						
42 "	540,500	54,050	4,440	470,000	47,000	3,860						
43 "	563,500	56,350	4,630	490,000	49,000	4,030						
44 "	575,000	57,500	4,730	500,000	50,000	4,110						
45 "	586,500	58,650	4,820	510,000	51,000	4,190						
46 "	609,500	60,950	5,010	530,000	53,000	4,360						
47 "	621,000	62,100	5,100	540,000	54,000	4,440						
48 "	632,500	63,250	5,200	550,000	55,000	4,520						
49 "	655,500	65,550	5,390	570,000	57,000	4,680						
50 "	667,000	66,700	5,480	580,000	58,000	4,770						

モーターボート 23フィート以下			
浮棧橋 D		物揚場	
年額	月額	年額	月額
75,000	6,700	55,000	4,900

- 備考 ① 艇長は、船舶検査証書に記載されている艇長とする。ただし、改造等がある場合は、別に定める。
- ② 使用料に定めのない種類の舟艇の使用料は、別に定める。
- ③ ディンギーヨットの使用料について学校・学生の場合、陸置使用料は半額とする。
- ④ 浮棧橋D及び物揚場を使用するモーターボートの艇長は、23フィート以下とする。

## 2 研修宿泊関係

### (1) 研修室

(単位：円、消費税込み)

利用時間	会議室	中研修室	大研修室 (洋室)	大研修室 (和室)
1時間につき	600	680	1,480	680
17時以降1時間につき	760	840	1,840	840

注：大研修室（洋室・和室）の使用で半室使用の場合は、使用料は2分の1の額とする。

### (2) 宿泊室

(単位：円、消費税込み)

利用時間	使 用 料			
	小 部 屋		大 部 屋	
	中学生以下	高校生以上	中学生以下	高校生以上
16時から翌日9時まで	1,950	2,600	1,430	1,950

### (3) キャンプ場施設

(単位：円、消費税込み)

使 用 料			
野外炉及びテーブル	1基1回（6時間以内）		500
	延長1時間につき		100
テントベース	1張1回（24時間以内）		500

注：野外炉及びテーブルの使用時間は、午前8時から午後9時までとする。

### (4) 多目的広場夜間照明施設

(単位：円、消費税込み)

使 用 料		
全面使用の場合	1回	2,130
片面使用の場合	1回	1,060

### (5) イベント広場施設

(単位：円、消費税込み)

区 分	使 用 料		
電気及び水道を使用する場合	電気代	1キロワットにつき	20
	水道代	1立方メートルにつき	200

6 港湾施設 (22.3.31 現在)

(1) 航路

(単位：m)

名称	延長	幅員	水深
第一航路	3,907	180~310	8.4~
第二航路	520	85	4.0
黒島航路	691	50	4.5
多喜浜航路	550	150	7.5
計	5,668	—	—

(2) 泊地及び船だまり

(単位：㎡)

水深4.5m未満	128,948
水深4.5m以上7.5m未満	104,200
水深7.5m以上9.0m未満	113,200
水深9.0m以上	829,400
合計	1,175,748

(3) 外郭施設

(単位：m)

種類 管理者名	防波堤	導流堤	防潮堤及び堤防	護岸	廃棄物埋立護岸	その他 (突堤・防砂堤)	計
公 共	1,482	20	179	12,818	790	648	15,937
民間その他	—	—	2,100	11,757	—	749	14,606
計	1,482	20	2,279	24,575	790	1,397	30,543

(4) 公共けい留施設

岸 壁				物 揚 場		浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深2.0m以下		水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延長	バース数	延長	延長		バース数	延長
7	570m	2	323m	613m		931m	—

(5) 専用大型けい留施設

岸 壁						ド ル フ ィ ン				浮 棧 橋	
水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深9.0m以上		水深4.5m以上 7.5m未満		水深7.5m以上 9.0m未満		水深4.5m以上 7.5m未満	
バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長	バース数	延長
4	257m	1	80m	4	533m	12	175m	1	9m	2	88m

(6) 船舶給水施設

(9.5.1 改正)

名 称	供給能力	供給を受ける 船舶のけい留場所	料 金
船舶自動給水施設	12 t/時間	西原岸壁	1 m <sup>3</sup> ごとに200円
給水栓	60 t/時間	多喜浜第2岸壁	〃
給水施設	100 t/時間	垣生第1岸壁	〃
〃	100 t/時間	垣生第2岸壁	〃
〃	100 t/時間	垣生第3岸壁	〃

## 7 入港船舶

### (1) 年別入港船舶

年	外航		内航		計	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
17	360	2,324,381	12,730	15,759,043	13,090	18,083,424
18	475	3,081,631	13,133	15,953,436	13,608	19,035,067
19	455	2,887,469	12,910	16,159,904	13,365	19,047,373
20	367	2,982,952	12,214	11,044,912	12,581	14,027,864
21	380	2,603,725	11,449	10,616,684	11,829	13,220,409

### (2) 階級別入航船舶

(平成21年)

階級	種別	外航		内航		計	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
5GT以上	100GT未満	0	0	1,022	59,644	1,022	59,644
100GT以上	500GT未満	16	6,634	8,685	1,705,583	8,701	1,712,217
500GT以上	1,000GT未満	39	30,041	768	558,946	807	588,987
1,000GT以上	3,000GT未満	190	360,655	365	835,927	555	1,196,582
3,000GT以上	6,000GT未満	45	203,294	2	9,145	47	212,439
6,000GT以上	10,000GT未満	33	248,108	365	3,640,295	398	3,888,403
10,000GT以上		57	1,754,993	242	3,807,144	299	5,562,137
	計	380	2,603,725	11,449	10,616,684	11,829	13,220,409

## 8 海上出入貨物

### (1) 年別取扱貨物

(単位：t)

年	外貨			内貨			合計
	輸出	輸入	計	移出	移入	計	
17	393,341	1,857,580	2,250,921	1,137,331	1,285,286	2,422,617	4,673,538
18	453,083	2,522,373	2,975,456	2,214,105	1,292,424	3,506,529	6,481,985
19	413,590	1,971,413	2,385,003	2,345,678	1,905,619	4,251,297	6,636,300
20	405,597	2,920,568	3,326,165	2,727,243	1,087,389	3,814,632	7,140,797
21	471,879	2,253,043	2,724,922	2,184,818	905,329	3,090,147	5,815,069

(フェリー貨物除く)

## (2) 品種別取扱貨物量

(平成21年・単位:t)

	合計	公 共					専 用				
		計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入
合 計	10,620,819	5,006,744	2,764	0	2,720,143	2,283,837	5,614,075	469,115	2,253,043	2,062,050	829,867
農 水 産 品	麦 米 とうもろこし 豆 類 その他雑穀 野菜・果物 綿 花 その他農産品 羊 毛 その他畜産品 水産品	4,295	4,295			4,295					
林 産 品	原木 製材 樹脂類 木材チップ その他の木材 薪 炭	216 170	216 170			170	216				
鉱 産 品	石 炭 鉱 産 品 金 属 鉱 砂 利 ・ 砂 石 材 原 油 りん 鉱 品 石 石 灰 石 原 塩 非 金 属 鉱 物	3,093,221 285,629 38,924	38,924		21,500	17,424	3,093,221 285,629	1,702,211 278,871	1,385,860 840	5,150 5,918	
金 属 機 械 工 業 品	鉄 鋼 鋼 材 非 鉄 金 属 金 属 製 品 鉄 道 車 両 完 成 自 動 車 その他輸送用車両 二 輪 自 動 車 自 動 車 部 品 その他輸送機械 産 業 機 械 電 気 機 械 測量・光学・医療用機械 事 務 用 機 器 そ の 他 機 械	42,634 213,734 5,184 5,335	42,634	264	2,748 4,864	39,886 38	213,734 18	151,903	51,403	10,428 18	

(平成21年・単位:t)

		合計	公 共					専 用				
			計	輸出	輸入	移出	移入	計	輸出	輸入	移出	移入
化学工業品	陶磁器											
	セメント											
	ガラス類											
	窯業品											
	重油	76,104						76,104				76,104
	石油製品	16,140						16,140				16,140
	LNG(液化天然)											
	LPG(液化石油)	63,960						63,960				63,960
	その他石油製品											
	コークス	35,921						35,921				35,921
石炭製品												
化学薬品	1,174,636	2,500	2,500				1,172,136	138,612	191,262	261,950	580,312	
化学肥料	225,162	9,010			9,010		216,152	178,600	11,924	16,261	9,367	
染料・塗料・合成樹脂	75,354	51,814			39,651	12,163	23,540				23,540	
軽工業品	紙・パルプ	1,910	1,910			1,910						
	糸及び紡績半製品	10	10									10
	その他繊維工業品											
	砂糖											
	製造食品	673	673			673						
	飲料	1,281	1,281			1,281						
	水	334,952	14,917			14,917		320,035				320,035
たばこ												
その他食料工業品												
雑工業品	がん具											
	衣服・身廻品・はきもの											
	文房具・運動娯楽用品											
	家具装備品											
	その他日用品											
	ゴム製品											
木製品												
その他製造工業品	3,499	3,499			3,499							
特殊品	金属くず	17,640	17,640			17,210	430					
	くずもの											
	動植物性製造飼肥料											
	廃棄物	3,161	1,000				1,000	2,161				2,161
	廃土砂											
輸送用容器												
取合せ品												
分類不能のもの												
フェリー	4,805,750	4,805,750			2,597,375	2,208,375						

9 船舶乗降人員

(単位：人)

年	区分	乗 込	上 陸	計
17		111,506	108,414	219,920
18		104,711	101,323	206,034
19		104,150	103,807	207,957
20		95,674	84,913	180,587
21		91,333	82,400	173,733

10 使用料・占用料及び土砂採取料

(1) 港湾施設使用料

(9.5.1 改正)

施設名	種 別	使 用 区 分	料 金		
けい船岸壁 物揚場 さ ん 橋	港 銭	旅客(13歳以上のもの) 1人1回につき	2.1円		
		旅客(6歳以上13歳未満のもの) 1人1回につき	1		
	貨物通過料	船舶総トン数1トンにつき、けい留24時間までごとに 不定期旅客船	2.1 2,100		
		1 貨物1トンにつき	1 農水産品	8.4	(8)
		"	2 林産品	8.4	(8)
		"	3 鉱産品	15.7	(15)
		"	4 金属機械工業品	10.5	(10)
		"	5 化学工業品	10.5	(10)
		"	6 軽工業品	10.5	(10)
		"	7 雑工業品	10.5	(10)
		"	8 その他製造工業品	10.5	(10)
		"	9 特殊品	8.4	(8)
		"	10 分類不能のもの	8.4	(8)
		2 フェリー貨物である車両1台につき			
大型車 長さ 8m以上		78.7	(75)		
中型車 長さ 5m以上8m未満		52.5	(50)		
小型車 長さ 5m未満		42.0	(40)		
二輪車		10.5	(10)		
自転車		5.2	(5)		
可 動 橋	車両可動橋使用料	けい留1回総トン数1トンにつき	1.4		
	旅客可動橋使用料	使用1回につき	735		
荷さばき地 及び野積場	一 時 使 用 料	舗 装 1日1平方メートル	3.6		
		未舗装 1日1平方メートル	2.6		
荷 役 機 械	一 時 使 用 料	起重機(揚力1トンにつき)運転手、燃料を除き1時間ごとに	21		
	長 期 使 用 料	起重機(揚力1トンにつき)運転手、燃料を除き1月ごとに	504		
船員待合所	一 般 広 告 料	広告用として指定の場所に提出、1平方メートルまでごとに 1月につき	210		
特定使用料	構 造 物 設 置	年1平方メートルごとに	756		
給 水 施 設	水 道 料	1立方メートルごとに	200		
	大 口 水 道 料	(基本料金) 1月につき300立方メートルまで	51,000		
		(従量料金) 300立方メートルを超えるもの1立方メートルにつき	170		
第 一 上 屋	一 般 使 用	1日1平方メートルごとに	7.3		
		許可の日から起算して15日まで 許可の日から起算して15日を超えるもの	12.6		
	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	525		
旅 客 上 屋	専 用 使 用	1月1平方メートルまでごとに	1,365		

注：この表の金額の欄の( )書の規定は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第2号に規定する船舶運航事業者等が専ら国内及び国内以外の地域にわたって行われ、又は国内以外の地域間で行われる旅客又は貨物の輸送の用に供する船舶に係る使用料について適用する。

## (2) 駐車場使用料及び実績

(9.5.1 改正)

区 分		使用料 (円)	平成21年度実績	
			台数(台)	金額(円)
定期駐車 以外の駐車	渡海船専用 駐車場	1台につき 210	4,864	1,033,620
		天候その他止むを得ない理由 により供用時間外に駐車する とき。	0	0
	中 須 賀 駐 車 場	1 回	基本料金(3時間以内)	1,088
超過料金(3時間を超え1時 間ごと)			21	
定期駐車	中 須 賀 駐 車 場	普通自動車、小型自動車及び 軽自動車(積載を含め長さ5 メートル以下のもの)	1,013	2,127,300
		大型自動車	0	0

## (3) 占用の使用料

(9.5.1 改正)

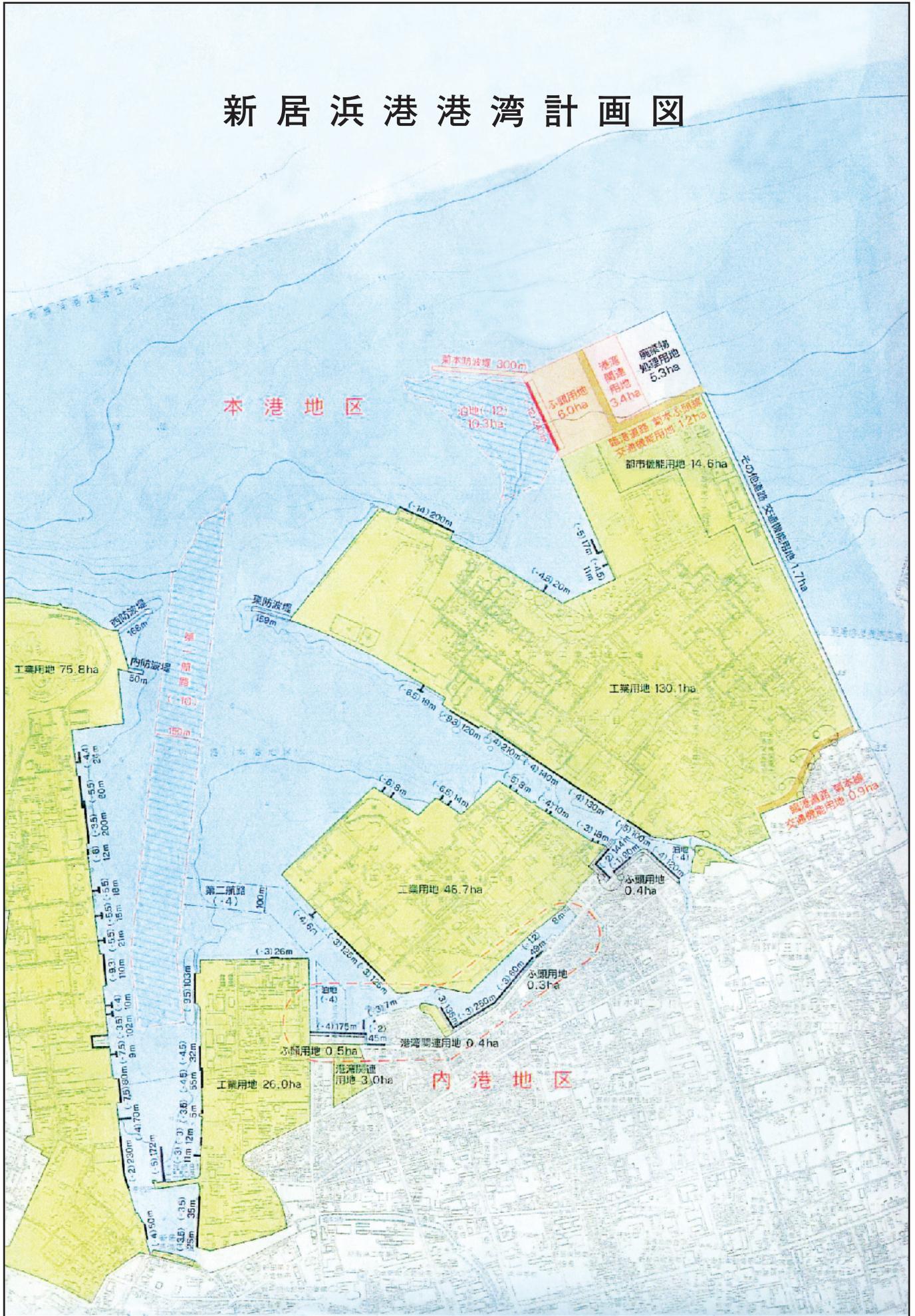
工作物等の種類	使用料の単位	使用料の 単価(円)
電柱類の設置 (支線、支柱を含む)	1月1本につき	75
送電塔	年1㎡までごとに	650
管線類 の 埋架設	内径が30cm までのもの	20
	内径が30cmを 超えるもの	30
看板	1月表示面積1㎡ までごとに	525
自動販売機の設置	1月1件につき	1,050
その他の工作物の設置	1月1㎡ごとに	115.5

## (4) 土砂採取料

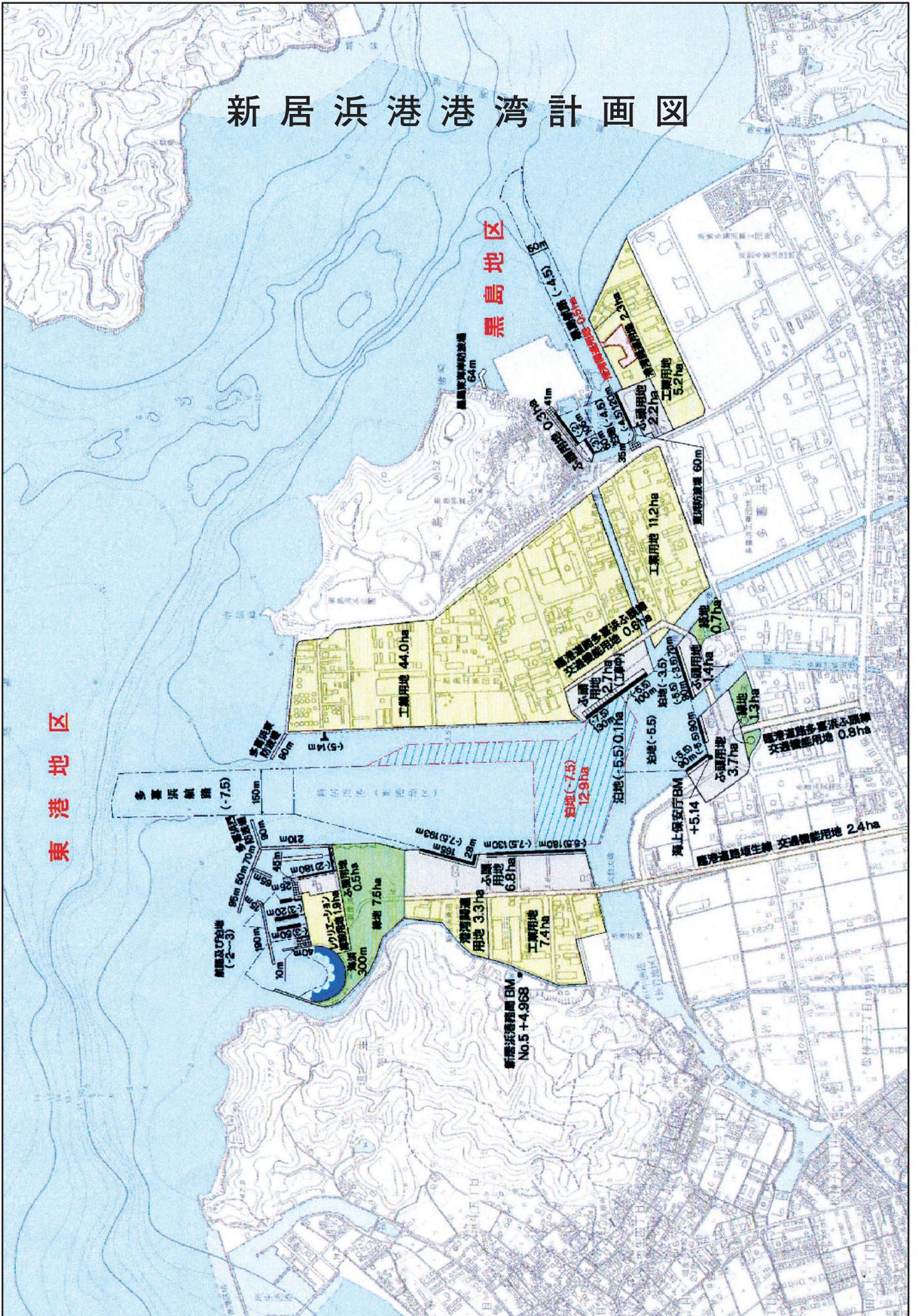
(9.5.1 改正)

区 分	単 位	金 額(円)
土 砂	1 m <sup>3</sup> につき	31.5
砂 利	1 m <sup>3</sup> につき	42
栗 石	1 m <sup>3</sup> につき	42

# 新居浜港港湾計画図



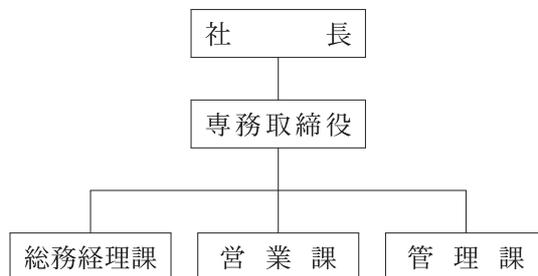
# 新居浜港港湾計画図



# (株) マイントピア別子

創立年月日 平成元年3月29日  
所在地 新居浜市立川町707番地の3  
☎ 43-1801  
資本金 2億4,000万円  
株主 新居浜市  
独立行政法人中小企業基盤整備機構  
新居浜商工会議所  
株式会社伊予銀行  
伊予鉄道株式会社  
株式会社愛媛銀行  
四国旅客鉄道株式会社  
住友金属鉱山株式会社  
株式会社JTB中国四国  
住友林業株式会社  
住友商事株式会社  
瀬戸内運輸株式会社  
東予信用金庫  
住友化学株式会社  
社団法人新居浜市観光協会  
住友重機械工業株式会社  
住友共同電力株式会社  
三井住友建設株式会社  
株式会社三井住友銀行  
三井住友海上火災保険株式会社  
住友生命保険相互会社  
日本電気株式会社

## 1 機構



## 2 事業目的

鉱山観光施設（鉱山鉄道、観光坑道）、砂金採りパーク、売店等の経営、食堂、喫茶店の賃貸、その他関連する事業

## 3 施設利用状況

(単位：人)

施設名	年度		
	19	20	21
端出場温泉保養センター	167,681	170,122	169,988
鉱山観光 (鉱山鉄道・観光坑道)	52,916	54,250	63,119
砂金採り体験パーク	21,586	22,444	22,960
その他	65,738	84,336	92,475
合計	307,921	331,152	348,542

## マイントピア別子（端出場ゾーン） 鉱山の遊学ランドと温泉の遊湯ランド

新居浜市は、四国屈指の工業都市でもあり、マイントピア別子は地域の産業構造変革の願いをこめるとともに、観光拠点として既存の“資源”との相乗効果を追求し、別子の歴史をふりかえることで郷土への愛を育て、また、いわばカルチャーショックを与えることで地域のイメージチェンジの契機ともしたいというのが新居浜市の願いでもあり、平成3年6月5日ここに堂々オープンし、銅の産出量世界一を誇った別子銅山が、いま深い眠りからめざまめ、美しい自然をステージにした銅山の歴史とロマンの旅へみんなを誘っております。

平成22年4月3日に観光坑道がリニューアルオープンしました。

(1) 端出場大橋

主塔の高さが50mもある斜張橋は、マイントピア別子との世界を結ぶ夢のかけ橋です。

(2) 端出場記念館

赤煉瓦造りのレトロ調の建物は、5千㎡近いビッグスケール。緑色の屋根は、銅のふるさと新居浜にふさわしい銅板ぶきです。

ア 1Fお土産・売店“マチュピチュ”

別子銅山ならではの銅製品、世界の鉱石をはじめ山海の味、新居浜銘菓など、お土産商品が勢揃い。選ぶ楽しさを満喫してください。

イ 2Fレストラン“マイントピア”

樹々のクリーン・シャワーそして溪流と囁きながらバラエティに富む名物料理にグルメしてください。180席の明治調レストランです。

ウ 3F“あかがねの間”

160席の大座敷でゆっくり喰い道楽してください。

エ 4F温泉（ヘルシーランド別子）

天然温泉、ハーブ温泉など11種類のお風呂でヘルシーにエステティックに遊湯物語を体験してください。

レジオネラ菌対策のため毎日換水を行い、入場者に対するサービスの向上に努めています。

\*営業時間/10:00～22:00

\*入泉料/消費税込み

(単位：円)

区分	大人 (高校生以上)	小人 (中・小学生)	幼児 (3歳以上)
一般	800	400	200
団体 (20名様以上)	640	320	160
高齢者・身障者	500	300	150

- ・回数券、会員券もあります。
- ・観光坑道とのセット券(上表・一般の10%割引)もあります。
- ・食事とのセット券もあります。

(3) 鉱山鉄道

明治26年に開通した日本初の鉱山鉄道が復活。マッチ箱のような機関車に引かれて、別子銅山の歴史への旅が始まります。トンネルを抜け、鉄道を渡ると、不思議ワールドの観光坑道です。

(4) 観光坑道

遠い過去からまだ見ぬ未来、幻想の世界まで約40分の遊学コースです。鉱山の歴史・未来を人形や模型、映像、体験コーナーなどにより楽しみながら学

習できます。

\*営業時間/春休～10月は9:00～18:00

11月は9:00～17:00

12月～春休は10:00～17:00

\*料金/鉱山鉄道に乗って観光坑道の遊学

(単位：円)(消費税込み)

区分	大人	中・高校生	幼児 (3歳以上)
一般	1,200	800	600
団体	20名以上	960	640
	100名以上	840	560
	200名以上	720	480

- ・駐車料金無料
- ・砂金採りや、温泉・食事とのセット券もあります。

(5) 旧端出場水力発電所

明治45年に断崖に建てられた、赤煉瓦造りの建物。愛媛を代表する近代西洋建築物です。

(6) 泉寿亭

住友グループの接待館「泉寿亭」の一部(特別室、控室、玄関)を移築、復元した、杉、ヒノキをふんだんに使用した重厚な造りの純和風建築物です。

(7) 砂金採り体験パーク

砂の中からパン(皿)で金を採ります。採った金はお持ち帰り自由。記念カードにもできます。

\*営業時間/9:30～16:00(春休～11月の限定。12月～春休は土・日曜・祭日のみ営業。ただし、10名以上の予約は営業します)

\*料金/体験時間は、30分です。

(単位：円)(消費税込み)

区分	大人 中・高校生	小学生
一般	500	400
団体 (20名以上)	450	350

(8) あかがねの里

バーベキューコーナーと、銅工芸が体験できる学習工房が備えられており、市民や観光客の交流や憩いの場として利用できます。

(9) 花園

様々な花々が咲き誇る小道「花の散歩道」があり、花の展示、販売を行なっています。

(10) グラウンドゴルフ場

8ホールのグラウンドゴルフ場です。入場無料

# マイントピア別子施設配置図

## 観光坑道

江戸ゾーンでは、当時の探鉱を人形を使って再現。近代ゾーンでは、巨大ジオラマや映像で明治から大正の別子銅山を再現。また、体験ゾーン(遊学パーク)では、色々な作業を体験できます。

## 鉱山鉄道

明治26年に開通した日本初の鉱山鉄道が復活。マツチ箱のような機関車に引かれて、別子銅山の歴史への旅が始まります。トンネルを抜け、緑豊かな別子、不思議なロードの観光坑道です。

## 花園

約200mの通路にさまざまな花が咲き誇る小道「花の散歩道」があり、花の展示、散歩を行っています。

## はでば 端出場記念館

明治時代にタイムトリップ、蒸機瓦遣りのレトロ風の建物は、5千坪近いビッグスケール。屋根は銅のふるさと新屋梁にふさわしい銅板ぶきです。

## ヘルシーランド別子

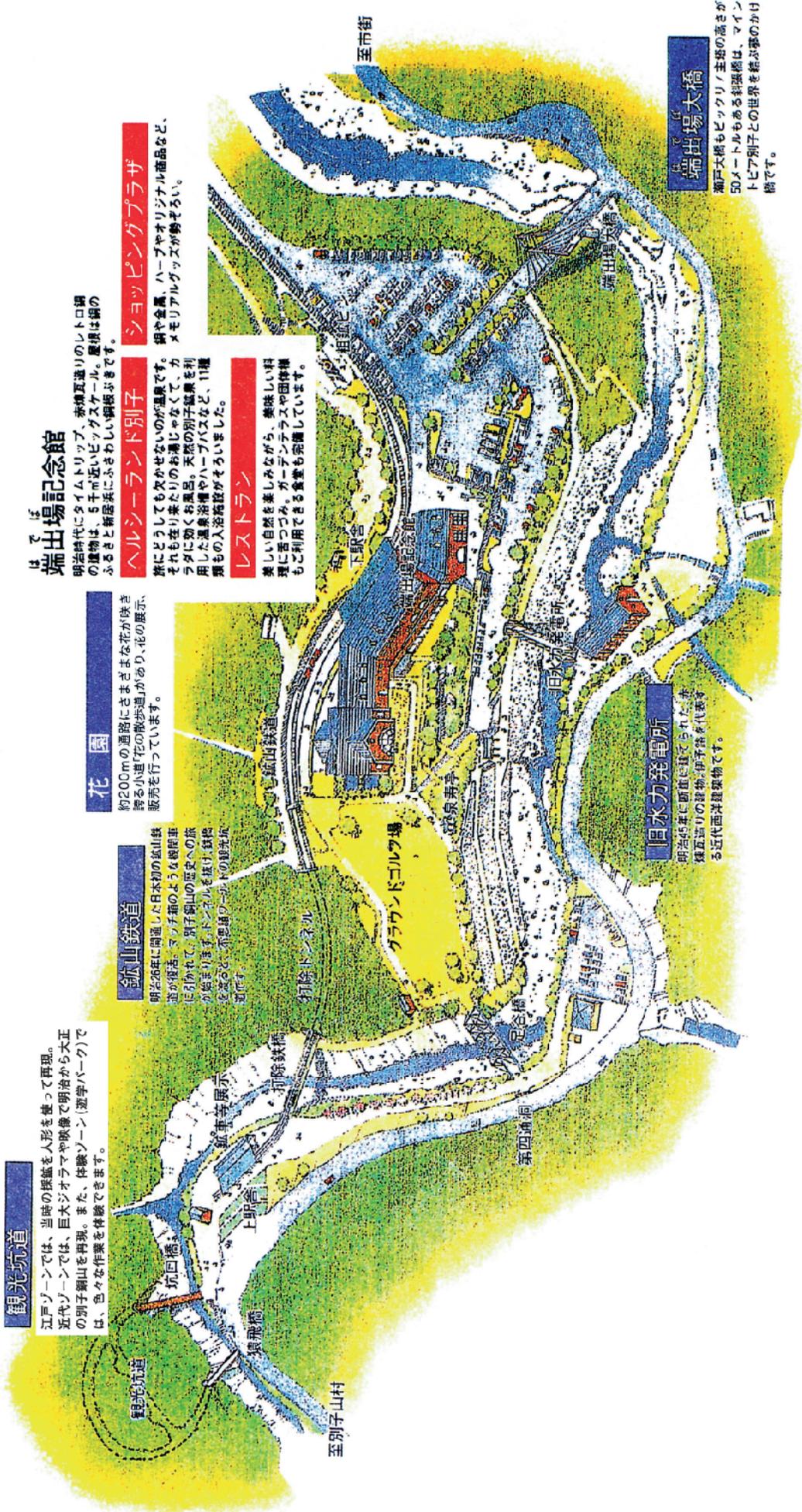
病にどうしようもないのが温泉です。銅や金、ハーブやオリジナル商品など、それらに作りかたりのお湯じゃなくて、カラダに効くお風呂。天然の別子鉱泉を利用した温泉浴槽やハーブバスなど、11種類の入浴施設がそろいました。

## レストラン

美しい自然を楽しみながら、美味しい料理に舌づつまみ。ガーデンテラスや団体様もご利用できる食堂も完備しています。

## シヨッピングプラザ

銅や金、ハーブやオリジナル商品など、メモリアルグッズが勢ぞろい。



## はでば 端出湯大橋

端出湯大橋もビックリ！主塔の高さが50メートルもある斜張橋は、メイントピア別子との世界を結ぶ夢のかけ橋です。

## 旧水力発電所

明治のまに断面で建てられた、各種瓦遣りの建物。伊予鉄を代表する近代西洋建築物です。

あかがねの里 東平



# (有) 悠 楽 技

創立年月日 平成13年4月20日  
所在地 新居浜市別子山甲122番地  
☎64-2252  
資本金 3,000万円  
株主 新居浜市 563口  
社員16人 37口

## 1 組織

代表取締役1人 従業員5人  
取締役3人 監査役1人

## 2 事業目的

簡易宿泊施設及び食堂の経営、木工等の体験学習教室の経営、観光用土産品等の加工販売、椎茸等林産物の生産加工販売、公園管理等の受託、観光幹旋業等に関するコンサルタント事業、各種カルチャースクールの経営その他関連する事業と関連する事業の受託

## 3 施設利用状況 (ゆらぎの森) (単位：人)

施設名	年度	19	20	21
ゆらぎ館 宿泊		705	823	747
ゆらぎ館 食事		4,663	5,492	4,917
作業工房		536	306	162
その他		17,338	6,849	18,004
合計		23,242	13,470	23,830

### (1) 森林公園ゆらぎの森

#### ア ゆらぎ館

ゆらぎ館では、北側の部屋の窓からは赤石連山、南側からはパーゴラを眺めることができます。緑に囲まれて、くつろいだひとときを送ることができる宿泊施設です。(水曜日定休) 会議や研修にも利用できます。

収容人員 26人  
ツイン 4部屋  
2段ベット 4部屋

#### イ <sup>さくら</sup> 作楽工房

可憐な野の草花を押し花にして、しおりやカードを作る押し花体験、キットを組み立てるだけで簡単に作れる木工体験などがあります。10名以上の場合は予約が必要です。(水曜日定休)

#### ウ 椎茸園

ナラ・クヌギを主体にした椎茸原木により椎茸を栽培し、生椎茸や乾燥椎茸を販売しています。

### (2) 別子観光センター

山ふところに抱えられた別子山地域を訪れると銅山川のほとりに宿泊・食堂施設を備えた「筏津山荘」と自炊を楽しむ山小屋風の「筏津キャビン」があります。川音や鳥のさえずりに耳を傾けながら心休まるひとときを送ることができます。

筏津は赤石山系登山への拠点にもなっており、たくさんの登山客にも利用されています。宿泊は予約制です。

#### ア 筏津山荘

収容人員 24人  
定休日 月曜

#### イ 筏津キャビン

収容人員 4人用3棟  
6人用2棟  
営業期間 4月～10月

# (有) 別子木材センター

創立年月日 昭和61年1月  
所在地 新居浜市別子山乙239番地1  
資本金 3,550万円  
株主 新居浜市 3,488口  
出資社員 12名 62口

## 1 組織

代表取締役 1人 従業員 13人  
取締役 4人  
監査役 2人

## 2 事業目的

集成材、幅はぎ板、木材の加工及び販売その他関連する事業。

## 3 木材加工施設の概要

事業名 第三期山村振興農林漁業対策事業  
事業年度 昭和60、61年度  
事業費 1億6,000万円  
施設規模 鉄骨造平家建スレート葺 1,153㎡  
(工場2棟)

# (福) 新居浜市社会福祉協議会

本市における社会福祉事業を促進し、地域に根差した福祉活動を展開することを目的に、昭和27年10月、新居浜市社会福祉協議会が設立され、さらに昭和44年3月、社会福祉法人の認可を受け、地域における民間福祉活動推進の中核的な組織として、国並びに地方自治体の福祉施策に合わせ、社会福祉活動の充実を図ってきた。

市内18の小学校区全部に社協支部が結成されており、それぞれ地域の特性を生かしたきめの細かい福祉活動を展開している。

所在地 高木町2番60号(総合福祉センター内)  
☎32-8129 FAX31-3531

組織 理事 15人 評議員 40人  
監事 3人

## 1 法人の基盤整備

- (1) 理事会、監事会、評議員会の機能強化
- (2) 社協会員住民会員制度の推進並びに会費の増強
- (3) 自主・民間財源の計画的造成
- (4) 公的財源の確保対策の強化
- (5) 役員・職員の資質向上に必要な研修の実施
- (6) 効率的な事務局、実施体制の確立
- (7) 市民啓発及び広報活動の推進

(8) 関係機関・団体との連携強化

(9) 新居浜市総合福祉センターの管理・運営

## 2 福祉サービス利用者支援体制の推進

- (1) 福祉サービス利用援助事業の推進
- (2) ふれあい総合相談事業の実施
- (3) 生活福祉資金貸付業務の実施
- (4) 母子父子小口資金貸付業務の受託運営

## 3 ボランティア活動の推進

- (1) ボランティア・市民活動センターの運営管理
- (2) ボランティア・市民活動の登録・斡旋
- (3) 福祉教育推進事業
- (4) 災害救護ボランティア活動

## 4 地域福祉活動の推進

- (1) 社会福祉協議会支部を中心とした地域福祉ネットワークの構築
- (2) 高齢者健康増進の推進
- (3) 地域福祉バスの効果的な運行

## 5 高齢者福祉活動の推進

- (1) 高齢者福祉センターの管理・運営

- (2) 独居高齢者見守り推進事業の受託運営
- (3) 要援護高齢者及び家族の支援

6 児童福祉活動の推進

- (1) 児童センターの管理・運営
- (2) 放課後児童健全育成事業の受託運営

7 障害者(児)福祉活動の推進

- (1) 心身障害者福祉センターの管理・運営
- (2) 心身障害者(児)団体等の活動支援

8 介護保険事業・障害者福祉サービス事業の経営

- (1) 介護保険事業の経営
- (2) 障害者福祉サービス事業の経営
- (3) 指定児童デイサービス「はげみ園」の運営
- (4) 生活介護・生活訓練事業所の運営

9 その他の事業

- (1) 共同募金運動の推進
- (2) 日本赤十字募金運動の推進
- (3) 喫茶「ふれあい」の運営

# (社) 新居浜市シルバー人材センター

定年退職後等において、臨時的かつ短期的な就業を通じて、自己の労働能力を活用し、自らの生きがいの充実を求め、又は社会参加を希望する高年齢者の就業機会の増大及び福祉の増進を図るとともに、高年齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に、昭和59年9月1日社団法人として設立した。

所在地 松原町1番23号

☎41-2400

組織 理事 15人 監事 2人

主な事業

- ・会員の希望と能力に応じた補助的、短期的な就業機会の開拓及び提供
- ・臨時的かつ短期的な雇用による就業を希望する高年齢者のために、無料職業紹介事業の推進
- ・簡易な仕事に対する知識技能に関する講習会を実施し、就業に際して必要な技術の習得、向上を図る。

事業状況

区分	年度	17	18	19	20	21
会員数 (人)		1,421	1,343	1,302	1,299	1,367
受注件数 (件)		11,212	11,785	12,252	11,475	10,515
うち官公需 (件)		262	232	249	223	323
事業実績 (千円)		747,715	682,668	651,522	633,290	562,710
うち官公需 (千円)		50,106	40,593	42,646	44,505	66,490
就業延人員 (人)		138,584	131,257	125,217	120,435	110,621

# (財) 新居浜労働会館

本財団は、会館の維持、経営等を通じて労働者相互の親睦及び福利厚生を図り、もって労働者の経済的、社会的地位の向上に寄与することを目的に、昭和38年1月17日に財団法人として設立され現在に至っている。

所在地 新須賀町三丁目4番17号  
(新居浜労働福祉会館内)

☎33-0501

組織 理事 8人  
監事 3人  
評議員 21人

事業内容

1. 労働会館及び労働福祉会館の維持経営
2. 労働者の福利厚生及び文化に関する事業
3. 産業及び労働に関する調査研究及び資料の編さん刊行
4. その他必要な事業

# (財) 東予産業創造センター

## 1 施設の概要

所在地 大生院2151番地の10  
☎66-1111

敷地面積 5,539.07㎡  
構造 鉄筋コンクリート造3階建  
建物面積 2,559.75㎡  
室構成 テクノホール、情報提供コーナー、交流サロン、エントランスホール、会議室、情報研修室、一般研修室、開放試験室、情報管理室、ミーティングルーム、技術開発室、三次元測定室、休憩室

建設事業費 8億円  
完成 平成3年9月27日

## 2 平成21年度事業状況

### I “ものづくり”の推進

#### (1) 「東予ものづくり元気企業フォーラム」

東予地域のものづくり企業を中心としたネットワークを構築。都市圏企業や研究機関等とのマッチングを実施

#### (2) ものづくり企業マッチング支援事業

新分野進出等の可能性を探るための次世代技術に関するセミナー、勉強会等を実施

#### (3) 地域力連携拠点事業

「チームえびす」のメンバーとして地元中小企業からの総合相談窓口を設置

#### (4) 開放試験室機器の提供

赤外線映像装置、三次元座標測定機、恒温恒湿環境試験器、振動計、マイクロスコープ等の利用

### II “ひとづくり”の推進

#### (1) プラントメンテナンス技術者育成講座

大手製造プラントのメンテナンスを担う現場管理責任者等を対象にした養成講座を開講

#### (2) 実践型長期インターンシップモデル事業

地元新居浜高専と連携し、専攻科生及び先生、また企業OBを活用しながら地元企業の抱える課題を解決する

#### (3) 機械鉄鋼関連産業等活性化人材養成事業

① マネジメント能力向上セミナー

② 知財等企画・開発者養成セミナー

- ③ 3D-CADセミナー
- ④ 技能後継者等養成セミナー
- (4) ものづくり担い手育成事業
  - ① 機械加工コース
  - ② (回転機)仕上げコース
  - ③ 配管コース
  - ④ 製缶コース
- (5) 公募研修
  - ① 経営・管理者研修／社会人基礎研修  
13種 121名
  - ② パソコン研修  
23種 113名
  - ③ オーダーメイド研修  
8種 288名
  - ④ 職業訓練  
3種 42名
- (6) ものづくり体験教室  
小学校高学年を対象としたものづくり工作教室、地元ものづくり企業の工場見学を実施

- (2) 新居浜6:30クラブの支援  
地元の交流、ネットワークづくりを目的に開催
- (3) 東えひめ事業創造塾の支援  
企業経営者、会社員、主婦などをメンバーとした異業種交流会の開催
- (4) 介護工学研究会や新居浜いきいき工具の支援  
福祉用具改善相談や福祉関連行事への参加
- (5) 配管技術者育成協議会の育成  
配管技術者の育成を目的に各種セミナー、勉強会を実施

センター利用状況

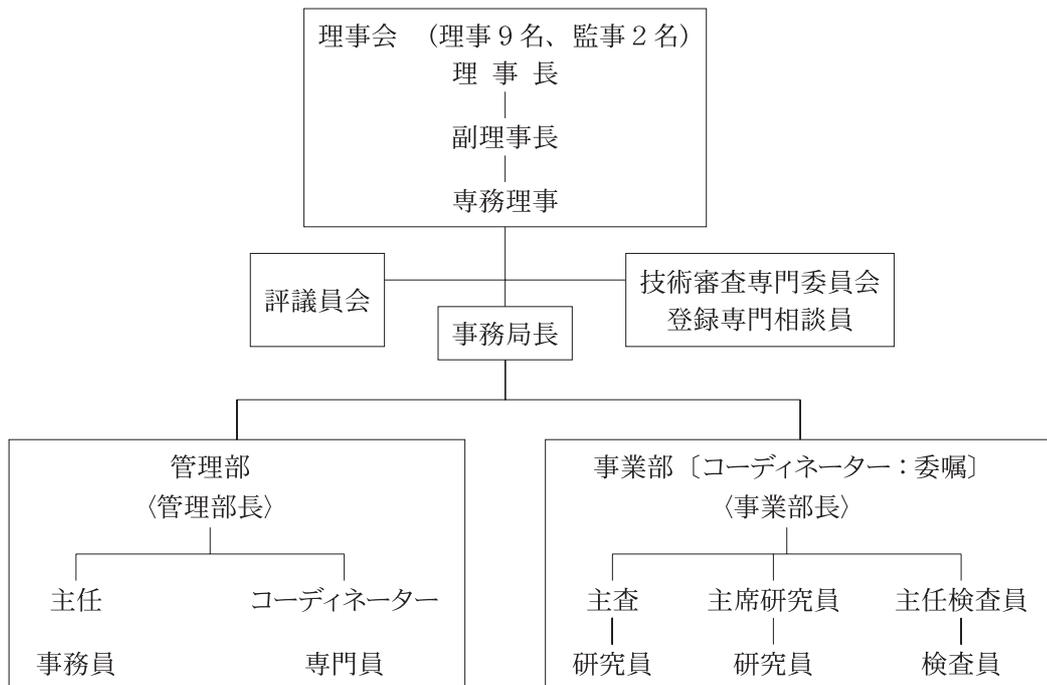
利用区分 \ 年度	17	18	19	20	21
施設利用者	7,848	7,326	6,031	6,012	4,501
機器利用者	5,645	5,950	4,417	4,339	2,958
見学者	133	83	135	120	114

(延べ利用者数：人)

### Ⅲ “ネットワークづくり”の推進

- (1) 見本市、おしかけ商談会の推進  
機械要素技術展(東京、大阪)への出展、香川県番の州地域でのおしかけ商談会の実施

## 3 機構 (22.4.1 現在)



# (財) 新居浜市文化体育振興事業団

新居浜市の文化及び体育施設の管理運営を行うとともに、文化及び体育に関する事業を行うことによって施設の利用促進及び効率的な管理運営を図り、もって文化及び体育の振興に寄与することを目的に、昭和61年8月1日に設立された。

所在地 繁本町8番65号

☎33-2180

組織 理事9人 監事2人 評議員9人

事業内容 1 文化体育施設の指定管理（平成18年4月1日より）

市民文化センター、市民体育館、山根総合体育館、多喜浜体育館、市営野球場、山根市民グラウンド、市民テニスコート、山根公園テニスコート、東雲市民プール、山根公園屋内プール、武徳殿、弓道場、重量拳練習場、東雲競技場、銅山の里自然の家、文化振興会館、市営サッカー場、新居浜市立女性総合センター

2 文化事業の企画及び実施に関する  
こと

健康食の料理教室、演劇鑑賞教室、市民茶会、市民音楽祭、美術実技講習会ほか

3 体育事業の企画及び実施に関する  
こと

綱引き大会、市民クロッケー大会、市民軽スポーツ大会、小学生バレーボール講習会ほか